購買事業取引約款

制定 令和５ 年５ 月２日

第１ 条 （目的）

この約款は、あいち中央農業協同組合（以下、当組合という）が行う購買事業の取引条件を定めることを目的とする。

第２ 条 （取引内容）

この約款は、当組合が行う次の取引を対象とする。

1 生産資材 （肥料、農薬、生産資材、飼料、素畜、農産出荷資材、農産種苗、園芸出荷資材、園芸種苗、農機具）

2 生活資材 （自動車、ＬＰガス、住まいの相談センター、油類、生活購買）

第３ 条 （代金回収の方法）

代金の回収は、次の方法による。

1 現金による取引

2 貯金口座引落による取引

3 口座振込による取引

4 クレジットカードによる取引（一部の品目）

第４ 条 （代金の決済日）

1 前条 2（貯金口座引落による取引）の場合は、毎月月末締めの翌月２０日決済とし、貯金口座からの自動引落しとする。但し、２０日が休日の場合は翌営業日とする。

2 前条 3（口座振込による取引）の場合は、毎月月末締めとし翌月２０日までに指定された口座への振込みとする。

3 前条４（クレジットカードによる取引）の場合は、各クレジット会社の決済による。

4 予約注文・契約書締結分など別に決済日を設けたものについては、その定めによる。

第５ 条 （納品方法）

1 商品の納品は、次の方法による。

(1) 店頭での引き渡し

(2)　契約者の指定場所への配送

2 前項については、契約者が受領書に押印又は署名を行うことをもって納品完了とみなすことを原則とする。

ただし、前項２（契約者の指定場所への配送）により配送時に契約者不在の場合には、当組合配送担当者が受領書に配達日時・配達場所を記入し、配送の証印又は署名を行うことによって納品完了とすることも可とする。

第６条　（遅延損害金）

1 購買未収金の決済月の月末日を延滞確定日とし、その日までに入金がない当該未収金残高については、延滞未収金として、毎月末残高（延滞１か月未満である延滞未収金の額を除く。）に対し、遅延損害金利率による月割計算で遅延損害金を徴収する。

2 遅延損害金利率は、年５％とする。

第７条　（約款の変更）

1 当組合は以下の場合、当組合の裁量により、この約款を変更することができる。

(1) この約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

(2) この約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の事情に照らして合理的なものであるとき

2 当組合は前項によるこの約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の１ヶ月前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当組合のウェブサイト（ＵＲＬ：https://www.jaac.or.jp）に掲載し、又は契約者に郵送・電子メール等で通知する。

3 この約款の変更が契約者の不利益となる場合は、契約者の同意を得ることとする。ただし、不利益の程度が軽微な変更については、変更後の約款の効力発生日以降に契約者が事業を利用したことをもって、契約者が約款の変更に同意したものとみなす。